

農業農村整備技術強化対策事業（継続）

【48（50）百万円】

対策のポイント

団体営農業農村整備事業の効率的な執行に資するため、市町村や土地改良区の技術者に対し調査・計画、設計等の研修、技術審査・技術検査のための臨場指導等を実施し技術力の強化を図ります。

（技術審査とは）

工事の発注にあたり競争参加者に対して求める、工事の経験、配置予定技術者の経験、施工計画及び技術提案等の内容について審査することです。

（技術検査とは）

構造物の重要な部分の施工を確認できる段階において、出来形及び品質について、技術的な確認を行う検査のことです。

（臨場指導とは）

技術審査や技術検査を実際に行っている場に研修者を臨場させ指導を行うことです。

政策目標

農地、農業用水等の整備・保全

- 農地、農業用水等の整備・保全を達成するための土地改良事業を後押し -

< 内容 >

農業農村整備事業に携わる技術者の育成

（１）農業農村整備事業技術強化対策事業

農業農村の整備技術の革新、環境、バイオマス等、技術領域の拡大に的確に対応し事業を推進する技術者育成のため、調査・計画・設計等に関する研修を実施します。

（２）農業農村整備技術審査向上対策事業

農業農村整備に携わる市町村等技術者のための技術審査手引書を作成します。
国直轄工事のため整備した技術基準の汎用標準化を行います。
モデル工事を活用した技術審査・技術検査の臨場指導を実施します。

< 事業実施主体等 >

- | | |
|----------|--|
| 1．事業実施主体 | 民間団体 |
| 2．補助率 | 定額 |
| 3．事業実施期間 | （１）については昭和59年度～
（２）については平成19年度～平成21年度 |

[担当課:農村振興局整備部設計課施工企画調整室(03-3591-5798(直))]